

2020年6月24日

関係者様、お取引先様 各位



【重要】感染縮小期における新型コロナウイルス感染対応について
(別紙参照)

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より当施設の運営にご理解を賜りまして感謝申し上げます。

さて、先般、愛媛県および松山市より、『**社会福祉施設等における面会制限の緩和について**』という表題で、通達がありました。

通達内容は、令和2年6月19日付で愛媛県として『**感染警戒期**』から『**感染縮小期**』に移行するにあたり、社会福祉施設等の面会制限を事業者の判断で緩和しても良いというものです。

当社としては、感染が縮小したとはいえ、第2波、第3波の恐れもあり、感染前にすべてを戻すことは困難と考えます。よって、面会時における愛媛県の感染予防策の例示を参考として、来館者関しては当面、別紙の通りといたします。

ご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

参考資料) 愛媛県保健福祉部長名 事務連絡 (令和2年6月17日付)
『**社会福祉施設等における面会制限の緩和について**』

別紙) 2020年(令和2年)6月24日(水)より適用

愛媛県 『感染縮小期』における

【感染防止に関するお願い】

- ①医療関係者様(訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護等)については、それぞれの感染防止策をとっていただいたうえで入館していただき差支えありません。
- ②調剤薬局の関係者様については、入館時の検温、手指消毒、来館者名簿に記入し、マスク着用の上、入館してください。
- ③訪問理美容の事業者様については、入館時の検温、手指消毒、来館者名簿と簡単な健康チェック項目に記入していただき、マスク着用の上、入館してください。また、サービス提供中は、できるだけ会話を控えてください。
- ④訪問マッサージの事業者様についても、上記③と同様の対応をお願いします。
- ⑤納入業者様については、できるだけ玄関先での受け渡しをお願いします。やむを得ず入館する際には、上記③と同様にお願いします。
- ⑥修理業者様、メンテナンス業者様についても上記③と同様にお願いします。

なお、感染者の状況によっては、再度制限をかけさせていただく場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

<サービスご利用希望者、ご入居検討者、およびそのご関係者の方>

- ・サービスご利用希望者、ご入居検討者およびご関係者の方についても上記③と同様にお願いします。
- ・事業所内の見学と説明については、場所、時間等を制限させていただく場合があります。

なお、**緊急やむを得ず入館**される際には、(1)～(5)について徹底をお願いします。

- (1) 入館の際は必ず職員へ声掛けしてください。
- (2) 検温し、面会簿へ記入してください。
- (3) 備え付けの消毒用アルコールで手指を消毒してください。
- (4) マスクを着用してください。
- (5) その他職員の指示に従ってください。

ご不明な点があれば、各事業所までおたずねください。

株式会社メディックス
介護事業本部